

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

なお、本業務に関わる契約の締結は、当該業務に係る令和8年度予算が成立し、予算の配当がなされることを条件とします。

令和8年1月26日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

令和8年度世田谷区ケアプランデータ連携システム活用促進モデル地域づくり事業委託業務

(2) 目的

本事業は介護サービス事業所職員の事務負担の軽減を図るため、公益社団法人国民健康保険中央会が運営するケアプランデータ連携システム（以下「連携システム」という。）の導入を促進することにより、介護サービス事業所における生産性向上の取組を推進するものである。

令和8年度の導入過程を好事例として横展開することで、他の介護事業所における連携システムの活用促進及び生産性の向上を図る。

(3) 業務内容

次に掲げる業務を行う。詳細は、「プロポーザル実施説明書」「仕様書」を参照すること。

- (1) 介護サービス事業所に対する事業説明会の開催
- (2) 対象介護事業所向けサポートサイト及びコールセンターの開設・運用
- (3) 対象介護事業所に対する連携システム導入のための伴走支援
- (4) モデル事業所への連携システム導入等に伴う効果を定量化する調査の実施
- (5) 好事例集の作成

(4) 履行期間（予定）

契約締結の日（令和8年4月中旬）から令和11年3月31日まで。

※契約は単年度ごととし、各年度の本契約に係る予算の配当があること、業務の履行状況が良好であることを契約締結の条件とする。

2 プロポーザルに参加できる者の資格

令和8年1月26日現在、次に掲げる条件を満たす法人とする。

- (1) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する法人でないこと。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (5) 令和5年度以降に、本業務と同種の業務の受託実績があること。
- (6) 「令和8年度世田谷区ケアプランデータ連携システム活用促進モデル地域づくり事業委託業務プロポーザル審査委員会」の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている事業者でないこと。

委員長 山戸 茂子（高齢福祉部長）

委 員 佐藤 秀和（高齢福祉部高齢福祉課長）
委 員 横尾 拓哉（高齢福祉部介護予防・地域支援課長）
委 員 箕田 裕子（高齢福祉部介護保険課長）
委 員 内田 潤一（北沢保健福祉センター保健福祉課長）

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では、提案書の提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

4 提案書を特定するための審査基準

- (1) 課題認識
- (2) 実施計画
- (3) 実施体制
- (4) 実施工程
- (5) 業務実績
- (6) 資料構成
- (7) 見積金額

5 手続き等

(1) 担当部課

世田谷区高齢福祉部介護保険課事業者支援担当
〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4丁目21番27号
世田谷区役所分庁舎
電話：03-5432-2884

(2) 募集説明書の交付期間並びに交付場所及び方法

① 期間 令和8年1月26日（月）から2月6日（金）

（土・日曜、祝日を除く9時から17時まで）

② 場所 高齢福祉部介護保険課窓口及び世田谷区ホームページ

HP : 世田谷区ホーム > 検索・メニュー > 分類から探す > 区政情報 >
契約・入札情報 > 発注情報 > 現在実施中のプロポーザル情報 > 福祉・健康
> 令和8年度世田谷区ケアプランデータ連携システム活用促進モデル地域
づくり事業委託業務プロポーザルの実施について

(3) 参加表明書の受付期間、提出書類、提出先及び方法

① 受付期間

令和8年1月29日（木）から2月6日（金）まで必着

（持参の場合は、土・日曜、祝日を除く9時～17時まで）

② 提出書類

- ・参加表明書【様式1】
- ・入札参加資格審査受付票
- ・納税証明書（都道府県民税・市町村民税に滞納がないことがわかる証明書）
※発行年月日から3か月以内
- ・会社の概要がわかるパンフレット等

- ・令和5年度以降、本業務と同種の業務を受託したことを証明する書類（契約書、仕様書の写し）

（ア）提出先及び提出方法

高齢福祉部介護保険課窓口に持参又は郵送にて提出すること。郵送の場合は、書留等、送達確認できるものに限る。

（4）企画提案書の受付期間、提出先及び方法

① 受付期間

令和8年3月2日（月）から3月6日（金）まで（最終日の17時必着）

② 提出書類

ア 企画提案書

- ・2部（正本1部、副本1部）
- ・30ページ以内（表紙除く、カラー可）で作成、様式自由。
- ・表紙にあて名「世田谷区」、タイトル、提出年月、社名（正本のみ）を記載すること。
- ・会社名その他提出者が容易に特定できる情報は、提案書の正本にのみ記載し、副本には全てのページについて、提出者を特定又は推測させるような記述やロゴマーク等を削除するか黒塗りして完全に見えないように隠すこと。

イ 参考見積

- ・各年度、正本1部
- ・A4サイズ

③ 提出方法

電子メールによる。

6 その他

- （1）手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る
- （2）契約書作成の要否 要
- （3）契約保証金 免除
- （4）当該業務に直接関連する業務の委託契約を、当該業務の委託契約の相手方（受託者）との随意契約により締結する予定の有無 無
- （5）関連情報を入手するための照会窓口 5（1）に同じ
- （6）本件に関して区から受領した資料等は、区の許可なく公表、転載及び引用することはできない。
- （7）区は、本件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- （8）本件に関して作成した書類等の著作権は、応募者に帰属する。ただし、区は、事業者決定の公表等で必要な場合には、応募者が作成した書類の内容を無償で使用できるものとする。なお、提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- （9）本件に参加するために必要となる書類作成費、交通費、通信費等、一切の費用は、応募者の負担とする。
- （10）本プロポーザルは契約候補者の選定を目的とし、区は選定された企画提案書の内容に拘束されないものとする。

- (1 1) 提出された参加表明書及び企画提案書は、それぞれの提出期間を経過した後は、応募者からの申し出による書類の修正、差し替え、追加、撤回等は一切認めない。また、提出書類の記載事項に虚偽があることが判明した場合は、失格とする。
- (1 2) 本件の成果物に関する一切の権利は区に帰属する。受託者は区の承諾なしに使用又は公表してはならない。
- (1 3) 区との契約では予定価格 2, 000 万円以上の業務委託契約は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。詳細は別紙を確認すること。
- (1 4) その他詳細は募集説明書による。

7 本件担当

世田谷区高齢福祉部介護保険課 担当 安田・横倉

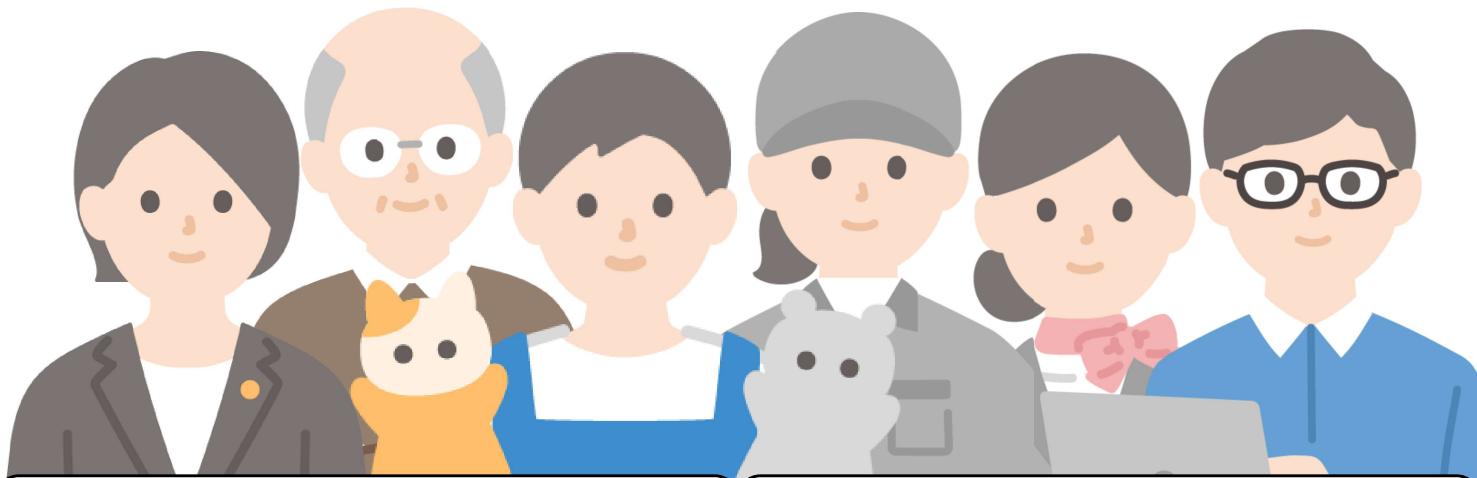
住所：〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

電話：03-5432-2884 FAX：03-5432-3042

(土日、祝日を除く 8時30分から 17時15分まで)

【重要】労働報酬下限額の適用についてのご案内

この契約には **「労働報酬下限額」** が適用されます



工事請負契約の 技能労働者

東京都の公共工事設計労務単価
の職種ごとの **85%相当額**

(各職種の金額は裏面をご覧ください)

工事以外の契約の 労働者

1 時間あたり

1,610 円

労働報酬下限額とは…

世田谷区との契約事業者が労働者に支払う労働報酬の下限とすべき額です。労働者は、事業者（下請負者含む）のもとで、対象案件（※）の業務に従事する方が対象です。一人親方や派遣労働者も含まれ、正社員・アルバイトなどの雇用形態は問いません。

※予定価格が3千万円以上の工事請負契約、予定価格が2千万円以上の工事以外の契約及び指定管理者協定（不動産の買入れ、賃貸借契約約款が適用される案件を除く）

世田谷区公契約条例とは…

世田谷区が事業者と結ぶ契約に関する基本方針や区長と事業者の責務などを定めた条例で、労働者の適正な労働条件の確保や、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的としています。契約事業者には、公契約条例に基づいて労働報酬下限額を守り、労働者への適正な賃金を支払うことで適正な労働条件の確保と向上に努めていただく義務があります。

公契約条例・労働報酬下限額の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係
電話：03-5432-2145～2152・2173・2435
FAX：03-5432-3046

世田谷区 公契約条例

検索



世田谷区公契約条例のその他の取組み

《労働条件確認帳票》

賃金、労働時間、社会保険の加入などの労働条件が適正であることを確認するためのもので、予定価格が100万円を超える契約(※1、2)において契約事業者に配布し、提出を求めていきます。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。

※1 指定管理協定は金額を問わず全案件が対象 ※2 土木工事請負契約は200万円を超える契約が対象

閲覧場所	閲覧できる帳票
経理課 (世田谷区役所東棟5階503番窓口)	教育総務課が取り扱う契約以外の契約
教育総務課 (世田谷区役所東棟6階604番窓口)	教育委員会の契約のうち予定価格が2千万円未満の契約

《労働報酬下限額周知カードの配布》

労働報酬下限額の対象となる契約の業務に従事する方一人ひとりに、契約事業者を通してその旨を周知するカードを配布し、契約事業者からは周知したことの確認書をご提出いただくことで、労働報酬下限額の周知及び遵守の徹底を図っています。

工事請負契約の技能労働者の労働報酬下限額（1時間あたり）

職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額
特殊作業員	3,177円	さく岩工	4,208円	左官	3,507円
普通作業員	2,848円	トンネル特殊工	3,804円	配管工	3,039円
軽作業員	1,966円	トンネル作業員	3,294円	はつり工	3,199円
造園工	2,880円	トンネル世話役	4,304円	防水工	3,836円
法面工	3,549円	橋りょう特殊工	3,698円	板金工	3,634円
とび工	3,496円	橋りょう塗装工	3,772円	タイル工	2,880円
石工	3,485円	橋りょう世話役	4,314円	サッシ工	3,411円
ブロック工	3,241円	土木一般世話役	3,443円	屋根ふき工	3,602円
電工	3,464円	高級船員	4,059円	内装工	3,507円
鉄筋工	3,464円	普通船員	3,273円	ガラス工	3,358円
鉄骨工	3,145円	潜水士	5,302円	ダクト工	3,145円
塗装工	3,666円	潜水連絡員	3,879円	保温工	2,944円
溶接工	3,932円	潜水送気員	3,762円	設備機械工	2,975円
運転手（特殊）	3,241円	山林砂防工	3,411円	交通誘導員A	2,147円
運転手（一般）	2,699円	軌道工	6,099円	交通誘導員B	1,870円
潜かん工	3,932円	型わく工	3,369円	上記以外の職種	1,610円
潜かん世話役	4,707円	大工	3,230円		

※上記の金額は熟練労働者に適用されます。

※上記の職種であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については、1時間当たり1,610円になります。

このちらしに記載の労働報酬下限額は、令和7年12月19日告示によるものです。

適用対象は令和8年4月1日以後に締結する契約（上記の告示前に公告し、入札に付された契約を除く）です。